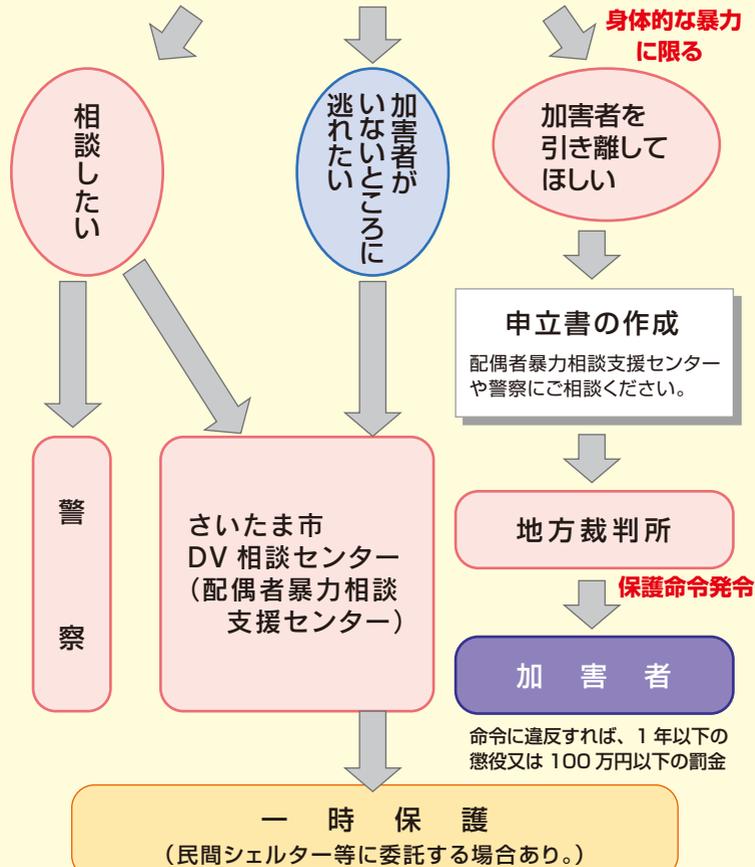


あなたを守るための法律（配偶者暴力防止法）とは？

相談したい → **裏表紙をご覧ください。**

配偶者暴力相談支援センター、警察など
いろいろな機関で相談を行っています。

あなたが暴力を受けたら



引き離してほしい(保護命令制度)

保護命令

加害者が近寄ってこないようにしたい。

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が
出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受ける
おそれがあるときに限ります。

保護命令は4種類あります。



保護命令の申立て

地方裁判所に申立てをします。

申立書には、

- 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(同居の子どもへの接近禁止命令を申し立てる場合)
- 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者への接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(親族等への接近禁止命令を申し立てる場合)
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等を記載します。

※詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談ください。

配偶者暴力相談支援センターや警察に相談していない場合は？

暴力等を受けた状況などを記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。



※**公証人**：公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

※**手数料**：公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

通報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガを発見したときには、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立てもできます。
命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。